

平成 24 年 3 月 15 日

各位

特定非営利活動法人  
一宮まごころ  
代表 諫山和敏

## ご利用時間と利用料金変更のお知らせ

拝啓 初春の候、皆様におかれましては、ますますご壮健のこととお慶び申し上げます。日頃より、一宮まごころをご利用いただきありがとうございます。

4月より障害児福祉にかかる改正が行われて児童デイサービスは障害者自立支援法から児童福祉法の扱いとなり、名称も「放課後等デイサービス」となります。今回の制度改正に伴い利用単価とまごころの事業である生活支援サービスの利用料金も下記のように改正させていただきます。

敬 具

### 変更内容

#### 1 利用単価の変更

放課後の利用	984 単位
土曜日を含む休日の利用	1014 単位～1,122 単位
送迎加算	54 単位

(4月以降は学校送迎も加算の対象になります。)

また、新制度では、「休日、長期休暇の利用時間の充実」が掲げられており、それに応じた運営体制に順次変更を行います。

#### 2 生活支援サービス利用料金の変更

##### 5月よりまごころの①在宅支援と②レスパイトサービスの料金変更

- ① 最初の 30 分 750 円、1 時間 1,300 円、その後 30 分毎に 650 円の加算をさせていただき 1 時間につき 300 円が増えます(時間内)
- ② 1 時間 900 円から 1,100 円に 200 円増えます

利用者の皆様におかれましては、急な変更となり、大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。今後、制度変更に伴い新しく契約をお願いいたしますので、その折に詳しくご説明申し上げます。

以上